

第104回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和3年9月22日(水曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	古市宏和	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 83 号 佐用町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 2. 議案第 84 号 佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
日程第 3. 議案第 85 号 佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 4. 議案第 90 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 5. 議案第 91 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 6. 議案第 92 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 7. 議案第 93 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 8. 議案第 94 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 9. 議案第 95 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 10. 議案第 96 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 11. 議案第 97 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 12. 議案第 98 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。
皆様おそろいでご出席を賜り、誠にありがとうございます。
本日も、慎重にご審議賜りますよう、お願いいたします。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 83 号 佐用町過疎地域持続的発展計画の策定について

議長（石堂 基君） 日程第 1 から日程第 12 までの提案に対する当局の説明は、9 月 2 日に終了していますので、順次、質疑、討論、採決を行います。
まず、日程第 1、議案第 83 号、佐用町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これ見せていただきましたけれど、過疎債で上げとらんことにはあかんということで、上げていращやるんですけれど、やっぱり、その中でも、いつまでに、こういうやつは、しっかりやらんとあかんということで、私たち議員が、各地区に出前した時に、笹ヶ丘荘のことについても、よく問われます。ですから、私たち議員は、町長からも、よく聞いて、佐用にこういう宿泊所が1つしかないということの中で、理解はしておりますが、町民の皆様には、そこまで、なかなか分からないところがありますので、やはり、笹ヶ丘荘の、町長が前おっしゃっていましたが、各ところに正規のグラウンドゴルフ場をつくると言われております。ですから、そういうようなをすれば、町内外から、たくさんの方が見えたり、公式の試合をすることによって泊まってもらえれば、大人の人には料理も高いし、お酒も飲んでもらったりして、売上げにも貢献できるし、浅瀬山城が町のハイキングコースに入っております。それが、今、ちょん切れてしまって、四駆とか、前だったら、ロータリーでも上まで上がりよったんが、上がれないような状態です。ですから、それらも上げられるようにしたり、また、その側道に山桜や紅葉やツツジ、そして、アサギマダラが来るような、そういう花を、私たち入っておる 373 のメンバーはお手伝いもしますので、笹ヶ丘荘も一体となって、やっぱりして、お客さんが上へハイキングして、帰りにお風呂へ入ったり、食事したり、また、土産買うてもらったり、1つでも収益が入るような格好でしていただくとか。

そして、また、利神城も、やっぱり、あれだけすばらしいものがありますので、1つのストーリー、池田、一国一城制度で、せっかくつくったのに、1年もして取り壊しせんとかかんようになったということでは。

それから、上月城での合戦、秀吉や黒田官兵衛が来まして、そして、戦橋って、私この円光寺も毛利との戦いで、

議長（石堂 基君） 岡本義次議員、恐れ入ります。

今、ご発言の内容は、この持続的発展計画のどちらのことについての質疑、もしくは、要望、意見等なんでしょうか。その点を明確にさせていただいて、

8 番（岡本義次君） この中、全体で言うておるので、聞いてくださいよ。何も止めんでもよろしいがな。

そして、その中で、やっぱり、そういうやつをアプリでやれば、500円、ワンコイン要るんですよとしてね、それを貯めていったら、この間も猫のやつでしたら、3億からお金が集まったと言われてますやん。

ですから、そういうようなことを、優先的に先に、企画課長に聞くんですけど、どないかせんとかかんというのは分かっているけど、今、私が申し上げたようなことを、先に、重点的にやってくれるというのであれば、私は賛成しますけれど、こういうオブラートで包んだような、ただ上げておるいうとるだけだったら、もうひとつ賛成しかねると思いますので、企画課長どうですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 先般の町長の議案の提案説明でも少しご説明をさせていただいているとは思いますが、この過疎地域持続的発展計画ですけれども、過疎地域の持続的発展のために、過疎自治体が策定するものという大義があるわけですが、それを達成するた

めには、やはり裏づける財源が必要なわけでございます。

その財政支援措置として、過疎債という有利な地方債の発行が、この計画をつくることによって認められるという形になってございます。

同じく有利な起債でございます合併特例事業債のほうの発行可能残額が少なくなっている中、当町のような過疎地域にとっては、この過疎債というのとはなくてはならない。今後、特に、なくてはならないものになってくると思っております。

これを活用するために、この計画を策定しようとしているわけでございますが、この計画の中には、現在、町が実施している事業、それから、検討を進めて、芽が出始めている事業。それから、まだまだ、検討段階ではありますけれども、そういった事業も含めて、様々な事業を幅広く捉えて掲載をして、過疎債を必要な際には、活用できるようにというように、考えておりますので、その点は、ご理解いただきたいというふうに思います。

ですので、これ一応、5年間の計画ということになってございますが、この5年間で、ここに書いてあること、じゃあ全てができるのかと言いますと、既にやっていることで、過疎債の枠いっぱいを使っている場合もございまして、書いてあるから全て、この5年間でできるというわけではございませんが、大きな方向性を示しているものというふうにご理解をいただければというふうに思います。

ご承知のこととは思いますが、過疎債の起債も毎年度、限度が、幾らでも借りれるわけではございませんし、幾ら有利な起債と言いましても、交付税算入されるのは限度がございまして、それ相応の町の単費というのは必要になってまいります。

ですので、そういったこともあって、今、岡本議員がご質問をいただいている笹ヶ丘荘等の関連につきましても、その個別の事業に対して、今、できますとか、できませんというような可否を、この場でお答えすることはできませんけれども、例えば、そういった事業が実施をしようと、できるというようなことになった場合にも対応できるように、過疎計画の中には、幅広く掲載をさせていただいているつもりでございます。

先ほど、おっしゃいました浅瀬山等は、確かに、ハイキングコースの34コースの中にも入ってございます。私も上がったことがあります。一昨年だと思いますが、上がったことがあります。大変眺めのよい場所ではありまして、佐用ハイキングクラブのメンバーと、コースの整備をしながら上がったわけですが、ご指摘のとおり、車で頂上まで上がれるというような状態ではございませんが、ハイキングクラブのメンバーで倒木を処理したり、草を刈ったり、そういうようなことをして、一緒に上がって整備をしたような次第でございます。

ですので、徒歩では十分に上がれる状態かなというふうに思います。

また、頂上のところは、どう見ても、1年も2年も放ったらかしというような状態ではなかったもので、後で確認しますと、やはり笹ヶ丘荘の職員が上がって草刈りをしているというような状況もございまして、現時点で、町で大々的に費用かけて整備をするというようなことを即答できるわけではございませんが、こういった皆さんと協力して、ハイキングコースとしての整備は、今も続けておるという状況でございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 一般質問でも、私、取り上げたんですけども、一般質問で取り上げた以外のところの項目について、今、一般質問で町長の答弁もありましたし、今、課長の答弁もありましたけれども、繰り返しのところもありますけれども、まず、総合計画、それから、昨年、発表されている第2期の佐用町の地域創生、総合戦略・人口ビジョン。それから、佐用町公共施設等総合管理計画。この関連で、やっぱり整合性というのが問われてくるというふうに思いますし、町長の施政方針というところについても、踏まえながら、一般質問で取り上げなかったところについて、もう1回、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

まず、計画というのが目標があって、期間があって、やっぱり、その取り扱う、結局、行う年度の明示というのがあってしかるべきだと。

今、課長の説明にありましたように、実施済みのものと、それから、何年かにわたって、実施しているものと、それから、検討しているもの。そういうふうに、ここに取り上げられているわけですが、まず、そういう意味で言うと、長期で考えないといけないという分ですけども、45 ページですけども、特に、上水道、下水道、下水処理施設について、取り上げてみますけれども、ここに45 ページ、計画にあるのは、確かに、水道施設、下水処理施設、ここに事業内容としては取り上げてあります。

毎年のように長寿命化、インフラの整備という形が、当然、公共施設等総合管理計画に基づいて行われているというふうに思いますので、ここは、期間の明示だとか、あるいは、今、実施済みのものについては、何年かにわたっているという分がありますので、そこは、やっぱり追加したり、修正したりするということが必要ではないかなというふうに思います。

ただ、下水処理施設については、統合計画について、3カ年計画というふうな形が打ち出されているわけですから、そこは、実施して、今、まだ、実施途上というものについては、ここに年度を入れていくということだけでも、すごく具体性が出てくるというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町としても、いろんな計画というものを策定をしておりますけど、全て、総合計画が中心にあり、また、それは、当然、一体的な関連したものであります。

性格的には、それぞれの目的というものが、若干、財源目的であったり、また、国から求められる、県から求められるところが中心で、人口ビジョンのようなところを中心とするような計画もありますけども、実際、どの計画においても、この過疎計画においても、そうした町として、将来とも持続していく、まちづくりに必要な事業を、町が、これから進めていく上で、1つの指針として、また、具体的な財源的な裏づけを持ってやっていくための計画だということは、十分ご理解をいただいているところだと思いますけれども、特に、ご指摘のような、水道や下水道、これも期間があるわけではありません。これは、持続的に、ずっとこれから、継続的に、これは管理、維持していかなければなりません。

今、そういう人口が減少したり、今の社会状況の変化の中で、できるだけ将来に負担を軽減をしていこうということで、今、施設の下水道等については統合を進めたりというような事業を、具体的なものとしてはやっております。

それも、3カ年で終わるわけではありません。今、3カ年でと言われましたけれども、当然、これは以前に、長期的な基本計画というものをつくって、現在、一つ一つの事業と

しては、何年間で、この事業は行っていくというのは、それは、それとしての事業計画を持ってやっているわけです。

ですから、過疎計画の中には、そうした項目を、きちっと明記していくということが、この過疎計画の柱になってくるわけでありますから、今の廣利議員の言われるように、そこに、一つ一つ期間を定めたり、いつまでに、これをやりますというようなことを、これは実施計画にもなりますし、なかなか、そこまでの計画を、ほかの全ての事業というものが、これ対象になっているわけですから、その部分だけを捉えて、こうしますというようなものを、期間を定めるような計画を、ここで定めるといというのは、これは、ちょっと整合性が取れません。

十分、この中で、必要な事業というものを優先的に、どれを優先していくかということを考え、現在、既に、下水道等においても、そういう統合を事業を始めて、24年ぐらいにつくって、事業化を実施しております、まだまだ、これから時間もかかります。

水道等においても、これから、さらに、そうした施設の長寿命化、また、合理化、効率化を図っていくべき事業に取り組まなければなりませんし、その計画というのは、それぞれの担当課のほうでも持って、作りながらやっておりますけれども、そういう町として、いつまでに、これが終われるというものでもない。過疎の計画においても、期限があつて、ここまでで終わるといものでもありません。

ただ、過疎法の1つの前提として、一応、期間ごとになっておりますから、今回、5年ごとということで、5年間の時限立法ですから、その間に、できる、できないは、課長が申しましたように、これは、その全体、過疎債の配分枠も、当然、限りがありますし、町としての事業としての、それも限りがあります。

そういう中で、できる限りの努力を、これから進めていく1つの指針でありますので、その点、十分、ご理解をいただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 今のところで、45ページ、この3カ年計画で、例えば、実施済みのもので、1年たって、2年目、3年目に入るという分については、要するに、年度を明示するだけで、やっぱり具体化できるというふうに思います。

で、私は、この機会に、県下含めて、言ってみれば、全国ですけれども、どの市町村も、今回の9月の議会で同じような審議をしております。実際に、審議が終わったところもありますけれども、内容をつぶさに見せていただきましたら、先ほど、触れました水道施設整備事業、あるいは、下水処理施設、それから、長期で考えるということでは、次のページにあります消防施設の管理・修繕事業と、これは毎年のように更新があるわけですから、年度を、やっぱり明らかにしていくということが、次は、どの分団というのが、多分、計画的にされているというふうに思います。

県下のこの審議の状況、あるいは、議案を見ましたら、まさに佐用町のような形で、目標が明示されていないと、あるいは、何年度にやるんだというふうなことが明示されていないというのは、むしろ、ほとんどない。大半が、目標が、まず計画ですから、目標が明示されている。当然そうです。計画が、いつまでにやるんだと。しかし、それは、町長言われたように、何年もかかる分がありますけど、今回は、5年の計画案をつくっているわけですから、その間に取り組むべきものを、どの市町村も期限を明示して、目標を明示しているというふうに思います。

例えば、具体的には、この消防施設の管理・修繕事業と、こういう事業だということが分かるんですけども、じゃあこれは、令和2年度終わった分団があるし、令和3年度、あるいは令和4年度、この5年間の間に施設の更新があるということが、ある程度、やっぱり予測もできますから、そのあたりをやっぱり、この消防施設の管理・修繕事業とだけではなくて、やっぱり取り上げて具体化する必要があるのではないかなというふうに思います。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 県下41市町の中で、過疎地域に指定されているところというのは、そんなに多くはありません。

ただ、全国で、そうした過疎地域に指定されたところについては、この計画を策定をするということが義務づけられております。

しかも、この計画については、1つの形式、形がある程度示されております。

廣利議員は、先ほど、ほかのところで、ほとんど細かく期間まで決めているというふうには、今、おっしゃいましたけれども、私は、ほかのところまで、十分勉強はしておりませんけれども、多分、そうした国に示された、これ国まで行きますから、佐用町の計画が、そういうものに合致していないのであれば、これは駄目ですよという指導も、当然ありますしね、今、言われるような具体的な事業というのは、それぞれの計画、逆にまた、1年ごとの予算にも、当然、反映させていただいて、審議もいただきますけども、担当課においては、それぞれ持っている事業を継続して、これからも5年間だけじゃなくって、ずっと継続していく。それには、いつ頃までに順番に、こうやっていきますよという基準もつくっておりますから、そういう中で、事業化を毎年、計画に上げてまいります。

先ほど申しました水道なんかもそうですし、下水道なんかも、現在は、三日月の処理施設の改造。次は、佐用の山脇の処理場の工事に着手していくと、これも大体、着手してから4年ぐらいかかりますからね、そういうものを、当然持って、事業は進めているわけでありまして、この過疎計画においては、そうした項目を、こういう事業を行っていく、こういう対策を必要ですよという計画を上げるということが、この計画なので、具体的に明記をして、この分団は何年度に変えますとか、これこうしますというようなことを、ここに、その分だけ上げられるかもしれませんが、やろうと思えば、でも、ほかの事業と整合性を持たせて、全体の計画ですから、その部分だけを詳しく書いても意味がありません。

そういうことで、何度もこの件は説明をしておりますので、基本的には、そういう考え方のもとにつくった計画でありますので、一つ一つの事業については、また、それに対してのご指摘なり、ご質問をいただければと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 同じようなことになりましたが、3回目です。

利神城とひきこもり対策なんですけども、利神城については、昨年度から3カ年計画。要するに、3カ年の計画が始まって、この令和3年は2年目と、令和4年が3年目と。

で、町長の施政方針でも、産業と観光の振興ということが3番目に上げられて、利神城

のことも触れられ、今回の、この案にも、25 ページです。やはり、応急対策工事、3 年間にわたる工事をするわけです。観光ということで、取り組むべき項目の3つに挙げられている項目ではあるんですけども、25 ページの一番下に、平成 29 年に国史跡指定を受けた利神城跡を生かした観光施策が重要であるというだけしか触れていないんです。

要するに、実施済みで、何年計画という形で、今、計画が進んでいるわけですから、この応急対策工事が終われば、町長のほうも一般公開と、検討したいということ、観光客向けに打ち出されているわけですから、そのあたりは、この案の中で、やっぱり触れるべきだと。実施済みで、1 年目が終わって、2 年目が、もう始まっているわけです。

それと、ひきこもりについても、ひきこもり対策についても、今年度初めて取り組む事業です。今年度はアンケートの実施と。次年度以降は、ワーキングチームをつくって対策支援を行うと、これも町長の施政方針の中では、どちらの項目に該当するか分かりませんが、安心安全して暮らせるまちづくり。あるいは、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実というところに、当然、新しい事業でもありますし、整合させていかなければいけないということであるなら、何年になるか分かりませんが、次年度以降のことについては、まず明示していくべきかなというふうに思いますけども、同じような答弁になるかも分かりませんが、お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼します。

ちょっと、1 点、私のほうからは、先ほどの利神城、あるいは平福、そうした歴史的資源のことについての補足説明と言いましょか、だけさせていただこうと思うのですが、先ほど、廣利議員、25 ページのほうで、そのような表記では足りないのではないかとというようなご指摘がありましたけれども、この 25 ページに書いてありますのは、21 ページから始まります産業の振興の中の現況と問題点というところの分析を書いたところでございます。

ご指摘の方策と言いましょか、今後の見通しと言いましょか、そういったことについては、29 ページの中段から、観光、スポーツ・レクリエーション、この中で触れておまして、その観光、スポーツ・レクリエーションの中の③番のところ、こういう平福や三日月の歴史的町並みや城跡などの観光資源について、保存や修景に努めるとともに、観光資源として活用して、地域の活性化を図っていくと、こういうような、こちらのほうで、その対策という項目で記載をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

私のほうからは、以上です。

〔副町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 一般質問の時からもそうですけれども、ちょっと議論がかみ合っていないような気がします。

廣利議員も、冒頭でお話されたように、ご理解はされているのではないかと思うんですけども、この過疎持続化計画の目的というのですか、計画の中の位置づけ、これはもう、町長も担当課長もお話したような、財源を確保するということが大きな目的です。

考え方を、計画という視点から、事業の財源を得る、出口のほうから考えていただいたら分かりやすいと思うんですけども、年度あるいは、事業の内容を具体的に特定すればするほど、そういった事業に該当する事業しか財源が認められないという部分があります。

やはり、これは財務のほうで起債なんかをしていただくんですけども、そのための前段として、県の振興課、国のほうに届けている、そういった、この過疎計画に、町が事業化した事業が読み取れるかどうかということが、まず、入り口の議論になります。そういう中で、担当課長が言いましたように、既に、着手している分とか、これから考えられる事業とか、毎年、これから、ずっと行政が対応していかなきゃいけない事業というものの、そういうものも読み取る。プラス、検討する中で、そういった具体化したものとは、若干違う、あるいは関連する、そういった事業も、実際のところ、町が過疎債をお借りして事業化しています。そういう視点に重点を置いた計画ということですので、言われている計画の目的や意味というものは、よく分かるんですけども、出口というんですか、事業化された時点の財源を得るという、そういう視点から、この計画を、少し見ていただいたら、議論もかみ合うのではないかなというように思います。

町長が言われたことを、繰り返した話だけなんですけれども、そういうことでお願いします。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 今回の佐用町過疎地域持続的発展計画について、反対の立場で討論をさせていただきます。

一般質問でも、先ほどの質疑でもお聞きしましたけれども、当然ではありますけれども、上位計画の総合計画及び、昨年発表の第2期佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略、さらには、今年3月、議会での町長の施政方針などとの整合性が取られなければいけません。

町長の施政方針の3つの柱、安全安心して暮らせるまちづくり、先ほども、お聞きしました、佐用町公共施設等総合管理計画との整合性、上水道の更新、下水道施設の統合改築工事、道路橋梁の改良、非常備消防の更新など、それぞれ3カ年計画であったり、インフラの長寿命化と、あるいは効率化を考え、効率よく行われています。

5年間の計画には、目標と時期の明示が必要だと思います。

その意味で、案の修正が必要だというふうに思います。

将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の充実と、質問しておりませんが、同じように教育施設の管理修繕事業と、計画には、それしか書いてありませんけれども、あまりにも漠然として具体的ではありません。施設名、時期、明示し修正が必要だと思います。

ひきこもり対策については、今年度より新たに取り組む事業であり、まず、アンケートを実施して、次年度以降、ワーキングチームで対策・支援を行う計画ですが、計画案に、この案に追加すべきだというふうに思います。

産業と観光の振興、利神城は令和2年度からの3カ年計画の応急対策工事を行っていて、その後は、一般公開も検討と施政方針で述べられています。

ガイドクラブの会員の皆さんからも観光客の期待の声を聴いているだけに、計画案での利神城を生かした観光施策が重要であると記されただけでは、皆さんの失望は大きいというふうに思います。

応急対策工事の期間、その後、公開に向けたプランなど、追加修正すべきだというふうに思います。

もう1つSDGsについても、町長は一般質問で答弁の中で国の指針にはないということではありましたけれども、全国の市町村の今回の9月の審議の中で、案の中には多くのところが取り上げて項目の中に入れておられます。本町のこの計画案にも追加修正すべきだというふうに思います。

以上、佐用町過疎地域持続的発展計画案については、修正すべき箇所を指摘し、反対討論といたします。

議長（石堂 基君） 次、賛成討論の方はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5番（小林裕和君） 議案第83号、佐用町過疎地域持続的発展計画の策定について、賛成の立場で討論します。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上の実現を目指して策定され、各分野において、目指す方向・指針が明記してあります。期間限定の事業実施計画ではありません。

政策及び具体的事業を推進する上で、過疎対策事業債など財政上の特別措置を受けるためには重要な計画で、総合計画等とは取組方針は同じでも表記に差異があることは当然であり、具体的事項で本計画に沿わないことがあれば計画変更も可能であります。

財政上の特別措置を活用し、地域活性化等取組を積極的に推進し、持続的発展の実現を目指す指針として本計画に賛成いたします。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありませか。

〔西岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 西岡議員。

12番（西岡 正君） 反対ではありませんけど、賛成でよろしいですか。

議長（石堂 基君） 西岡議員どうぞ。

12番（西岡 正君） 賛成でもよろしいですか。

議長（石堂 基君） どうぞ。

12番（西岡 正君） 本案件について、賛成の立場から一言討論させていただきたいと思

います。

今日、議員と町当局のやり取りを聞かせていただいて、討論をさせていただくことになりました。

担当課長が、この計画について、前回も、今日もお話がありましたように、過疎事業を進めていく上において、その財源を確保する。いわゆる、充当率 100%、交付税算入率 70%、これは、これ以上の有利な起債はありません。自分とこの町のお金を少しでも減らした中で、事業を進めていくということは、非常に大事なことでありまして、先ほど、明記をすべきだと、これは議員それぞれの見解の相違がありますけれども、私は、明記するのは誤りだと。

過疎計画の中に、きっちりと明記してしまいますと、今度、逆にできなかった時、どうなるのか。何年にやるという計画じゃないか。それが、もしできなかったら、逆に、また、できない問題が生じてくると思います。

私も過疎連盟のほうへは、たびたび行かせていただきましたけれども、過疎債というのは、幾らでも使えるものではありません。枠があって、それを、それぞれの行政が計画に基づいて、申請へ行って認めていただいて、そして、事業にしていくということでありまして、何ほども認めていただくことではありませんけれども、ある議員が言われていた、笹ヶ丘荘の観光施設、そして、利神城の観光施設、あるいは上下水の事業の問題、それは大変大事なものであります。

だから、それを少なくとも、この計画の中に網羅していなかったら、これは、ちょっとおかしいんじゃないですかと、観光施設に対しては、何もないじゃないですか。上下水道については、何もないじゃないですか。これを入れなさいというのが、僕は、この議論の的だと思っています。

というのは、あくまでも実施計画ではありません。町長も言われていたように、これは計画でありますから、いろんな事業を、これから観光施設、いろんな事業を道路も含めてですが、していく上において、その過疎債をいただく時に、この計画に網羅していないともらないということです。

ですから、多くの中を含まれた中で計画を立てて、その中で実施をしていく。そして、これを認めておいて、計画にはこういうものがされておりますけれども、どうされますか。いつされますかというのは、これは議論としては成り立ちます。当然だと、私は思います。

ですから、今、副町長が、かみ合っていないというのは、その意味じゃないかなと、私は思って聞いていました。

だから、私は、本案件については、これでいいんじゃないかと思っておりますので、本案件に対しての賛成討論にさせていただきます。以上です。

議長（石堂 基君） 失礼しました。

議案の討論については、原則どおり討論双方の原則があります。本来、反対討論がなければ、賛成討論を行うことはありませんが、やむを得ない、どうしてものご意見、討論等については、認めることにしておりますので、あしからずご了承ください。

引き続きになりますが、反対討論ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 83 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 83 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 84 号 佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2、議案第 84 号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 84 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 84 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 85 号 佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3、議案第 85 号、佐用町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 85 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 85 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 90 号 令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 4、議案第 90 号、令和 3 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 11 ページ、75 目、放送施設管理運営費で、防災行政無線機器整備業務委託料として 2,690 万円計上し、工事請負費を、その同額減額されています。この内容というか、説明を、まず、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。
当初は、工事請負費が妥当だというふうな判断で工事請負費にしておりましたが、実際に行いますのは、備品の購入、それと、プログラムの修正等に伴う人件費ということが事業実施の内容でございます。したがって、委託料と、業者のほうに委託するほうが妥当であろうというふうな判断で、委託料のほうに振替をさせていただきました。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 特別に、その委託料いう形にしたというのは、特異なケースではなくって、通常、年間を通してというか、日常的に必要なことなんですか。内容的なこと、ちょっと、よく分からなかったもので、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 本事業の内容でございますけども、防災無線の機器の更新ということになります。

統合制御局、機器のサーバーの更新ということで、本庁の中に防災無線をするための操作卓というのがありまして、それに各基地局がありまして、それぞれ旧町ごとに、それを受ける機器がございます。併せて、今回、そういった機器の更新をするということでございまして、先ほど、工事請負費ということで、当初は、工事ということを考えていたんですけども、そういうことで内容的にサーバーの更新ということになりますので、変更させていただいたということでございます。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 6 ページ、下から 5 行目、これ 8,000 円、金額僅かなんですけど、中身的にどういうことをやっておるのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

生活困窮者就労準備支援等事業補助金でございますけれども、これは、ひきこもり対策の関係で、令和 3 年度アンケート調査を実施したいということで、予算を持っておるんですけども、このアンケート調査の内容につきまして、以前より佐用町で自殺対策とか、そういったことでお世話になっております大学の先生に内容を見ていただいたりというようなことで、検討を進めております。

それで、歳出のほうで、しばらくお待ちください。

失礼いたしました。歳出のほうで、14 ページ、社会福祉総務費で旅費の費用弁償費 1 万 6,000 円計上させていただいておりますけれども、先ほど言いました、先生が岡山の方なんですけれども、そちらから佐用町に来られる交通費のほうが、打ち合わせ回数が足りないということで、今後、増やしていきたいということで、1 万 6,000 円計上させていただいております。その半額が、国から補助が出るということで、民生費の国庫補助金ということで、8,000 円計上させていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） それから、16 ページの一番下、15 項の 26 目、子育て支援費の 14 節、工事請負費の中で、この分が 3,000 万円上がっておりますけれども、この分についての中身的説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

この工事請負費につきましては、子育て支援費ということで、上げさせていただいております。工事の場所につきましては、以前の全員協議会の中で、町長が一度、ご説明させていただいておるんですけれども、旧の佐用保育園、今の佐用小学校の横にグラウンドと駐車場がございますが、そちらのほうの整備ということで、今、現状、グラウンドゴルフとか、土の上のグラウンドで使っていただいておりますけれども、そちらのほうののり面に大きな木が生えたりとか、土羽の部分がありますので、そちらを積みブロックでありますとか、あと既設の水路をやり替えるというようなことで、今年度、工事請負費として3,000万円計上をさせていただいております。

それで、この事業につきましては、2カ年で実施するというので、令和4年度につきましては、設置したところに遊具を設置したいなということで、平場については、グラウンドゴルフを、そのままご利用いただきながら、遊具を子供たちに使っていただきたいということで考えおります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） そしたら、今年度3,000万円で、ある程度、平地いうんか、ならして、来年度については、また、そのところに遊具等をしていくという2年計画の中でやっていくということやね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） そのとおりでございます。2カ年にわたって、今年度はのり面の整形等、グラウンド整備。グラウンド整備と言いますか、のり面で引き上げたところの整備。それから、来年につきましては、遊具の設置といったことでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 7ページの歳入のほうで、県の補助金で、総務費補助金、ひょうご地域創生交付金ですけれども1,700万円、これの充当先はどこでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） このひょうご地域創生交付金でございますが、当初予算編成時には、制度の継続等も不明でありましたので、1,000 円の名目予算とさせていただいていたところですが、県のほうから内示があったために、今回、補正をさせていただくものでございます。

ご質問の充当先でございますが、事業名を申し上げますと、航空レーザー測量、山、基礎地図情報作成のための森林資源活用事業が1つ目。

2つ目に地域づくり協議会、あり方再構築事業。

それから、3つ目に、佐用もち大豆生産拡大事業。

4つ目に、佐用ビジネスプランコンテスト実施事業。

5つ目に、地域のにぎわい創出事業。これは、具体的には旧木村酒造場の、あの周りの京橋口公園の整備でございます。

この5つの事業に充当をさせていただこうと考えております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 14 ページ、高齢者福祉費の中の 18 節、負担金補助及び交付金 711 万 9,000 円、地域介護拠点整備費補助金ということで、これは当初予定されていなかったんですか。ちょっと、その点、説明をお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。

こちらのほうは、まず、県補助 100%の事業です。

入で言いますと、6 ページに、その入を受けております。

どういったものかと言いますと、小規模多機能きずなのほうで、非常用発電機を購入されるということで、その補助を県から町、それから、町から事業者 100%経由するという事業です。

これ事業者のほうで、これ手を挙げられた場合に、こうやって補正で対応させていただいています。

ただし、このことにつきまして、9月6日付に厚労省より不採択の通知がありました。

結局、45 事業中、採択が6 事業のみと兵庫県ではなっています。

ただし、その年度内に再協議の可能性があるので、このまま予算は置かせていただきたいと思います。

それと、3年度で無理な場合は4年度にも重複して上げるような形を取らせていただきたいと思います。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 16 ページ、保育園費、委託料、児童保護措置委託料 696 万 8,000 円ですけれども、委託先、それから、内容について教えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

令和 3 年度当初予算を計上する時に、これ佐用町外の認定こども園、それから、幼稚園等に通われる方に対して、その施設に支払いをする委託料でございますけれども、令和 3 年度当初予算に計上した時は、5 名の方が通われるということで、お聞きをしておったんですけれども、これにつきましては、毎年、11 月ぐらいに翌年度の入園希望をお聞きしまして、それに基づいて予算を置かせていただいておりますが、それから以降に 3 月までの間にとか、あと 4 月以降に、さらに入園を希望される方があったということで、今回、補正をさせていただいておりますのが、合わせて 8 名の方が通われるということでお聞きをしましたので、補正をさせていただいております。

それで、委託先のほうなんですけれども、上郡町の私立のプレスクールかみごおり、こちらのほうが、3 歳児が 2 名、4 歳児が 1 名、5 歳児が 1 名の計 4 名。

それから、宍粟市の私立のみりのりこども園、こちらが 4 歳児が 1 名。

それから、たつの市の私立の西楽保育園、5 歳児が 1 名。それから、公立の西栗栖こども園、3 歳児が 1 名。

最後に、姫路市の私立の真愛幼稚園、こちらが 4 歳児が 1 名ということで、それぞれ予定をしておったよりも、先ほど申しましたように、人数が増えたということで、その不足分につきまして、今回、補正予算を上げさせていただいております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 22 ページ、林業振興費の中で、331 万 6,000 円で、これは緊急ということでございますけれど、どこの集落に、どのようなものをやろうとしておりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） お答えします。

今のところ、桜山、多賀、中島、下徳久等の森林におきまして間伐した木材を利用しま

して、土留めをすると、そういった工事でございます。

業者のほうは2業者が、それぞれ、地区いろいろあるんですけれども、2業者でやる形になっております。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） それ、2業者が、どこの分を、どれとどれをやりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） お答えいたします。

桜山のほうは、事業者名で言いますと、義弘林業さんがされます。

あとの地区につきましては、森林組合のほうでされます。以上でございます。

議長（石堂 基君） 課長、これ補正予算ですよ。もう既に業者でやっているということ。

ごめんなさい。農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 当初予算のほうで、組んでいたんですけれども、ほかの業者も同じように、こういう施工をしたほうがよいということで、こういった形で、防災の関係をするとということでございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） 失礼しました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） その下、23 ページにあります、下から3番目の特定建築物ということで、上がっておりますけれど、これは毎年、これしよったんかいな。この建物の何が。そして、それ、どこへ委託します。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） これは、定期的に行うものでございまして、本来、当初予算で計上しておくべき、旧のゆう・あい・いしいの建物の分が漏れておりましたので、今回、補正予算を上げさせていただいたということで、委託先は、ほかの施設と同じ、防災、何だったかな。総務で一括して入札をしていただいている業者で行います。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君「その一括しておるんやけど、その業者というのは」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 指名しておりません。着席ください。
岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） その総務で一括しておるといのは、それ、どこの業者ですかいうこと。

〔高年介護課長 挙手〕

高年介護課長（古市宏和君） 防災センターでございます。
（防災センターではなく有限会社環力と9月28日に高年介護課長より訂正あり）

〔岡本義君「防災何？」と呼ぶ〕

高年介護課長（古市宏和君） 防災センター。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 25 ページ、15 項の 15 目の 14 節、工事請負費、この中で、2,230 万円上がってございます。これの主だったところを、ちょっと知らせてください。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えいたします。
この工事請負費につきましては、現在、予定しておりますのは、町道三河旧道線、県道が町道に付け替わったところでございますが、そこの舗装工事を計画をしております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） この 2,230 万円、これ、そこの三河の分、1 件だけ、これは。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） この工事 1 件で予定をしております。

8 番（岡本義次君） 分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 91 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 5、議案第 91 号、令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 92 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 6、議案第 92 号、令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 92 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 92 号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 93 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 7、議案第 93 号、令和 3 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 93 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 93 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 94 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8、議案第 94 号、令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 94 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 94 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 94 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 95 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 9、議案第 95 号、令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 95 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 95 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 95 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 96 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 10、議案第 96 号、令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 96 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 96 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 96 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 97 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 11、議案第 97 号、令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 97 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 97 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 97 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 98 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 12、議案第 98 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 2 ページ、資本的支出、建設改良費の中で、補正として 47 万 5,000 円、上がってございますけれど、この上がって補正の分は、どのような分で上がったんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） お答えします。

47 万 5,000 円につきましては、8 ページを見ていただけたらお分かりと思います。

建設改良費の中で、人件費を見ております。これは、人事異動による人件費の増加ということで、建設改良費のほうで見ておる人件費の増加ということになります。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 工事そのものには、別に関係なくって、人件費の中で、そういう差異があったということですね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） そのとおりでございます。

8 番（岡本義次君） はい、分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 98 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 98 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 98 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 9 月 23 日から 27 日まで本会議を休会したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、9 月 28 日午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 10 時 40 分 散会
